

○愛媛県告示第62号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、令和8年2月1日から施行する。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(業者の格付け)</p> <p>第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したものについて行うものとする。</p> <p>(1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予（以下「<u>納税の猶予</u>」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「<u>徴収の猶予</u>」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(2) 県税全税目（<u>徴収の猶予</u>を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p>第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。</p>	<p>(業者の格付け)</p> <p>第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したものについて行うものとする。</p> <p>(1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予_____又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「<u>納税の猶予等</u>」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(2) 県税全税目（<u>納税の猶予等</u>を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p>第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。</p>

提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 建設業の許可番号_____

5 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第1項第1号及び第7号に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。

提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 資本金額

(5) 省略

(6) 技術職員の氏名又は法令による免許等

(7) 省略

(8) 建設業の許可番号及び許可年月日

5 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第1項第1号及び第6号に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。